

町田市町区域の新設に関する市民懇談会会員募集要項

町田市町区域の新設に関する市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）は、住所整理実施により町をいくつかの区域（町区域）に分け、町名を新設する必要がある場合に、実施地区の関係者と実施後の変更案について考えていく場です。

市民懇談会は、実施地区の関係者の意見を反映できるよう、町内会、自治会・商店会・法人・対象地区の住民から選任した会員で構成します。

2017年10月から金井町地区で「市民懇談会」を開催するにあたり、10名を募集します。

1. 応募資格 以下の（１）から（５）のすべてに該当する方

- （１）町田市金井町在住の個人または金井町に所在する法人。
- （２）18歳以上の方（2017年8月31日時点）。
- （３）他の審議会等の委員ではない方。
- （４）平日の18時以降に開催する会議に出席できる方。
- （５）町田市の職員、町田市議会議員ではない方。

2. 応募方法

必要事項を記入した「申込書（様式1）」と、応募理由を400字以内にまとめて、日本語で記述した「応募理由書（様式2）」（詳細は以下の通り）を、応募締切日までに、土地利用調整課へ持参または、郵送により提出してください。

①申込書（様式1）に次の必要事項を記入してください。なお、【 】内は法人の場合です。

- （１）氏名【法人名と出席者氏名】
- （２）住所【所在地】
- （３）性別【出席者の性別】
- （４）生年月日、年齢【出席者の生年月日、年齢】
- （５）連絡先電話番号

※いただいた個人情報 は市民懇談会会員の選考と、会員となった場合の市

民懇談会運営上の事務以外には使用しません。

②応募理由書（様式2）

テーマ

指定の用紙（様式2）に本懇談会の会員に申し込んだ理由について
400字以内にまとめて、日本語で記入（横書き）してください。

※鉛筆書き不可。ワープロ打ち可。（様式2と同様の、A4サイズ・20字×
20行の様式であれば、指定の用紙以外も可。）

※提出された応募理由書は、情報公開請求があった場合、町田市情報公開
条例に基づき、公開することがあります。

※提出された応募理由書は返却しません。また、会員選考以外には使用し
ません。

3. 選考方法

応募者が10名以内の場合には全員を会員とします。10名を超える応募が
あった場合は、抽選により10名を選考します。

4. 応募締切日

2017年8月31日（木）午後5時まで（必着）

5. 応募書類提出先（郵送先）

町田市 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係

〒194-8520

町田市森野2-2-22（市庁舎8階）

※持参する場合は、午前8時30分～12時、午後1時～5時の間に、
お願いします。（土曜日、日曜日、祝日は閉庁日です。）

6. 任期その他

（1）市民会員の任期は、委嘱日から市民懇談会の結果を市長へ報告するまで
です（2018年11月頃を予定）。

（2）市民懇談会は2017年10月から原則2ヶ月に1回、計6回の予定（2
017年10月～2018年3月までに3回、2018年4月～201
8年10月までに3回）ですが、必要に応じて増減する可能性がありま

す。

- (3) 会員への就任について報酬はありません。また、実施地区付近の施設で開催するため、交通費の支給はありません。

町田市 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係
電話（直通）042 - 724 - 4254